

安全の手引き

2021年2月

在エルサルバドル大使館

目次

I 序言	3
II 防犯の手引き	3
1 防犯の基本的な心構え	4
2 最近の犯罪発生状況	4
3 防犯のための具体的な注意事項	6
4 テロ・誘拐対策	9
5 一般犯罪に遭遇した場合	9
III 緊急事態対策マニュアル		
1 平素の準備と心構え	11
2 緊急時の行動	12
IV 結語	14

別添1 緊急連絡先一覧

別添2 緊急事態に備えての携行品・非常用物資リスト

別添3 簡単な緊急時のスペイン語表現

I 序言

エルサルバドルにおける2020年の10万人あたりの殺人事件発生率は、19.5人と、2015年に記録された同105人をピークに年々低下傾向にあります。しかし、国連の犯罪調査統計に基づく2018年度の人口10万人あたりの殺人事件発生率順位の世界平均が5.78人であることを考えれば、決して低い数字とは言えません。

特に銃器を使った強盗や殺人事件が頻繁に発生しており、常日頃から危機意識及び防犯意識を高く持つことが必要となります。また、エルサルバドルでは、地震やハリケーンといった自然災害も多く、それらに対する備えも必要です。

在エルサルバドル日本国大使館では、当国に滞在される邦人の皆様の安全確保のため、防犯対策及び自然災害等緊急事態発生時に備えた平素からの心構え及び緊急時の行動方針について取りまとめましたので、是非ご一読頂き、参考にして頂けましたら幸いです。

2021年2月
在エルサルバドル日本国大使館

II 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1)安全のための三原則

ア 目立たない

目立つ行動・服装は避ける。

イ 行動を予知されない

行動をパターン化しない、安易にSNS等に予定を書き込まない。

ウ 用心を怠らない

予防こそが最大の危機管理。

(2)自分と家族の安全は自分たちで守る

ア 不要不急の外出は控える。

イ 危険とされる場所には近づかない。

ウ 路線バスは利用しない。

エ 強盗等の犯罪に遭遇しても絶対に抵抗しない。

2 最近の犯罪発生状況

エルサルバドルでの生活は、様々な点で日本での生活と異なります。エルサルバドルは、日本と比較してはるかに治安が悪い国です。日本にいる感覚で生活した場合、犯罪に巻き込まれる可能性が非常に高くなるため、常日頃より注意する必要があります。

当国においては青少年凶悪犯罪集団(マラス)による殺人、窃盗等をはじめとする各種犯罪が頻繁に発生しており、また、マラス組織(代表的な組織としてMS13、M18レボルシオナリオス、M18スレーニョス)間の縄張り争いによる抗争や、治安当局との銃撃戦も各地で発生しています。

比較的安全とされるサンサルバドル市のエスカロン地区や、サン・ベニート地区においても各種犯罪が発生しており、常に注意を怠らないことが重要です。

(1)犯罪多発地域

殺人事件をはじめとする、各種犯罪が最も多く発生しているのが、首都のあるサンサルバドル県となっています。また、各種犯罪の多発、もしくはマラスの活動が活発化しているため、無用な立ち入りを抑制することを目的に危険レベル2に指定されている地域は以下の通りです。

ア 危険レベル2地区

サンサルバドル県	サンサルバドル市(旧市街区)、メヒカノス市、アポパ市 シウダッドデルガド市、パンチマルコ市、アギラレス市
ラリベルタ県	コロ市、ケサルテペケ市、サンマティアス市
ラパス県	サカテコルカ市

イ 犯罪が多発傾向にある都市

危険レベル2地区に指定されていないが、犯罪が多発傾向にある地区

サンサルバドル県	ソヤパング市、イロパング市
ラリベルタ県	サンタテクラ市、アンティグオクスカトラン市、サンフアンオピコ市
ソンソナテ県	ソンソナテ市
サンタアナ県	サンタアナ市、チャルチュアパ市
サンミゲル県	サンミゲル市
アウアチャパン県	アウアチャパン市
ウスルタン県	ウスルタン市
クスカトラン県	コフテペケ市
サンビセンテ県	サンビセンテ市
カバニャス県	イロバスコ市
ラウニオン県	ラウニオン市

(2)エルサルバドル国内での犯罪発生状況

※いずれの事件も前年と比較して減少していますが、2020年3月下旬から6月中旬のあいだ、新型コロナウイルス感染防止対策として、完全自宅待機命令が発令されたことも大きく影響しています。

ア 殺人事件

2019年	2020年	前期比
2,383件	1,291件	-1,092人

殺人事件は夜間帯の発生が最も多く、全体の60%が都市部で発生しています。

被害者は18～30歳代が最も多く、90%が男性で、銃器によるものが約75%となっています。

殺人事件にはマラスが大きく関与していますが、被害者は、何らかの形でマラスに関係する人間に限られており、マラスが第三者を無作為に殺害することはないとされていますが、被害に巻き込まれるという可能性は否定できません。

イ 誘拐事件

2019年	2020年	前期比
14件	9件	-5件

誘拐事件は、被害者の近親者による金銭目的の場合が殆どで、マラスが営利誘拐手を出すことはないとの見方がされています。

ウ 強盗事件(車両強盗事件含む)

2019年	2020年	前期比
3,626件	2,927件	-699件

信号待ちや、渋滞で車が停止した隙を狙って、犯人が車両に乗り込んできて金品を強奪するケースもあるため、乗車中はドアロックを励行し、走行中であっても窓を開けるのは控えてください。また、過去には、走行中の車をパンクさせ、車両が止まった隙を狙って車に近づき、運転手から金品を強奪するという手口も発生しており、パンク等、走行中の車に違和感があったとしても、不用意に車を止めるのではなく、周りの状況を確認し、可能な限り安全な場所で停止するようにしてください。

エ 窃盗事件(車両盗難事件含む)

2019年	2020年	前期比
8,234件	5,765件	-2,469件

窃盗(スリ、ひったくり)事件は、路上、路線バス車内や商業施設等、様々な場所で発生していますが、特に路線バス車内は、スリが多く発生しており、現地人でも安全ではないという認識があります。被害物品としては現金のほか、携帯電話が多くなっています。

なお、上記件数は、警察に対して被害届が提出されたものであり、被害者の多くは犯人からの報復を恐れ、被害届を出すのは全被害者の3~4割程度と見られており、実際にはさらに多くの窃盗・強盗事件が発生していると言われています。

3 防犯のための具体的な注意事項

エルサルバドルへ渡航する際は、外務省海外安全ホームページや当館ホームページなどで事前の情報収集を行い、心構えと対策を講じておくことが重要です。

外務省海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

在エルサルバドル日本国大使館 <http://www.sv.emb-japan.go.jp/>

(1) 住居の選択

ア 比較的治安が良いとされる地域(例: エスカロン地区・サンベニート地区)を選択し、スラム地区に近い場所は避けてください。また、安価だからという理由による住居の選択は危険です。

イ 防犯面を第一に考慮し、敷地出入り口に24時間体制で警備員が配置され、出入り管理を厳重に実施しているマンション、住宅地を選択してください。

ウ 周辺環境が良好でも、通勤・通学路上にスラム地区や危険レベル2地区を通過しなければならないような居住区は避けてください。また、通勤・通学ルートは最低2本以上考慮してください。

エ 電力事情が悪く、頻繁に停電するため、マンションの場合は、自家発電装置や貯水槽設備のある建物を推奨します。

オ 一戸建て住居の場合、隣が空き地、空き家になっている場合、そこを足掛かりに侵入が容易となるため、注意するとともに、鉄格子の有無、外灯等により適度な照度が確保される物件を選択してください。

カ マンションの場合、泥棒等の侵入防止の観点より、なるべく3階以上の部屋を選択してください。

キ 住居の改善点は、入居前に事前にオーナーと調整しておいてください。

(2) 生活上の注意点

- ア 玄関の扉には、複数の鍵(または二重ロック錠)を設置し、ドアスコープ(覗き窓)、ドアチェーンロックを取り付け、在宅中であっても施錠を徹底してください。
- イ 来訪者等により扉を開ける際は、必ずドアスコープにより相手、周りの状況を確認したうえで開け、不用意に扉を開けることがないように注意してください。
- ウ 窓も常に施錠を行ってください。
- エ 夜間外出の際は、防犯の観点より住居内の電気を点けておくことを推奨します。
- オ 入居後も常に自宅周辺的环境に注意を払い、管理人や隣人とは良好な関係を構築して下さい。
- カ 面識のない人を安易に住居内に入らせないでください。
- キ 自宅に機械警備設備を設置する場合、警備会社に鍵は預託せず、定期的に機器の動作試験を行ってください。

(3) 鍵の管理

- ア 入居の際、可能であれば錠の交換、若しくは増設を検討してください。
- イ 鍵は厳重に管理し、鍵を紛失した場合は錠の交換を検討してください。
- ウ 鍵は予備を含め、常に所在を明確にしておいてください。
- エ 不要な予備鍵は作成しないでください。
- オ 鍵には所有者、場所を特定されるようなものを取り付けしないでください。
- カ 使用人や第三者に鍵を預けないでください。
- キ 鍵を屋外に保管することはしないでください。
- ケ 使用人を変更する場合は、錠の交換、増設を検討してください。

(4) 使用人に関する注意点

- ア 使用人を雇用する際は、しっかりと身元調査を行い、雇用後も常に動向には注意してください。信頼できる人から紹介してもらうのも1つの手です。
- イ 使用人を解雇する際は、逆恨みされないように注意してください。
- ウ 使用人の知人や、友人を含めた第三者を自宅に入れさせないようにしてください。
- エ 職務上、知り得た情報を第三者に話さないように教育を行ってください。
- オ 出張や休暇で自宅を不在にする場合でも、早い段階で使用人には伝えないでください。
- カ 日本人的な道徳心は持ち合わせていませんので、守るべきことは事前に指導を行ってください。

(5) 電話機に関する注意点

- ア 着信時に着信電話番号が表示されるタイプの電話機を設置してください。
- イ 知らない番号からの電話は極力取らないようにしてください。
- ウ 電話を受ける際は、名前を名乗らず、相手を確認したうえで話をしてください。
- エ 自宅の電話番号は信頼できる人以外には教えないでください。
- オ 嫌がらせや悪戯電話は、速やかに切ってください。
- カ 間違い電話は、その旨だけを伝え、こちらの情報を開示しないでください。

キ 少しでも不安を感じるようなことがあれば、電話番号の変更を検討してください。

(6)外出の際の注意点

ア 外出の際は、自家用車もしくはタクシーを使用し、路線バスの利用は控えてください。

イ 日中であれば徒歩での外出は比較的安全とされていますが、夜間の徒歩での外出は控えてください。

ウ 目立つ服装は避け、貴金属、時計や宝石類等は身に着けないでください。

※パーティ等で出掛ける際も、目的地に着いてから身に着ける等の工夫を行ってください。

エ 見知らぬ人から不意に話しかけられても相手にしないでください。

オ 多額の現金を持ち歩くことは控えてください。

カ 携帯電話は、安全な場所で、人目につかないように使用してください。

キ 万が一に強盗に遭遇したことを想定し、捨て金(現金 20ドル程度)や、普段使いとは別の携帯電話を準備しておき、万が一、強盗に遭遇した場合であっても、それらを差し出すことで、それ以上の被害を免れることが出来る場合があります。

ク 周囲の状況に常に気を配り、注意を怠らないでください。

ケ スリ対策としてズボンの後ろポケットに財布や携帯電話を入れないでください。

後方から簡単に開けることの出来るリュックサックなども注意が必要です。

コ 外出の際は、極力携行荷物を少なくしてください。

サ 歩行者優先という概念はないので、横断歩道を渡っていても車の動向には注意してください。

(7)自動車運転時の注意点

ア 運転する際は、常に免許証、車両登録カード(Tarjeta de circulacion)を携帯してください。

いずれも不携帯の場合、罰金の対象となります。なお、車両登録カードは年一回の誕生日に更新が必要です。

イ 車両を運転する際は、全席シートベルトの装着、必ずドアロックを励行し、極力窓も開けないようにしてください。

ウ 車両には消火器、及び三角停止表示板の積載が義務づけられています。また、最低限の車載工具、スペアタイヤ、自動車保険関係の書類も準備しておいてください。

エ 信号待ち等で、物乞い、大道芸人や窓を拭いて小銭を稼ごうとする者が近づいてくる場合がありますが、相手にしないでください。

オ 車両から離れる際は、車内に鞆等は残さず、やむを得ず残す場合は、トランクなどの外部から見えない場所に保管してください。

カ スモークフィルムやカーセキュリティの装備は、車上荒らしに対して有効な手段です。

キ 運転マナーが非常に悪く、右左折時にウインカーを出さない、無灯火走行、強引な割り込みや右左折等が恒常的に行われております。また、道路標識、路上標識も整備されておらず、運転には注意が必要です。また、自身が事故に注意していても、周りの事故に巻き込まれないように防衛運転を心掛けてください。

ク 地方や首都近郊であっても雨季には、降雨の影響により道路が陥没している箇所が多くなるため

走行時には特に注意が必要です。

コ 地方には道路照明灯が少ないうえ、家畜が道路を塞いでいる場合があるので、常に安全に回避できる速度での運転を心掛けてください。

(8) 交通事故に遭ったときの注意点

ア 軽微な事故であっても、自身の安全を確保したうえで、警察、保険会社に連絡を行ってください。

イ 事故発生時は、人命を第一に考え、負傷者の救護、安全確保を行ってください。また、二次被害防止の観点から、三角停止表示盤による注意喚起を行ってください。

ウ 事故の際、警察の指示を受ける前に車両を動かすと隠蔽行為と見なされ、不利な状況となる場合がありますので、事故の影響により、渋滞が発生しようと、現場保存を心掛けてください。

エ 事故の加害者側であっても、安易に謝罪を行うことは、自身の非を認めることとなり、その後の手続き等で不利な状況となる場合があります。

オ 事故処理に傾注するあまり、荷物の置き引きに遭わないように注意してください。

カ 当国では、日本で言う自賠責保険の制度はなく、また車両の任意保険への加入率が非常に低く、無保険車が多いことに留意願います。

キ 自身が被害者の場合、相手(加害者)は、色々と理由をつけて逃げようとしますが、逃がさないように注意してください。

ク 任意保険に加入すると車両保険への加入、ロードアシストサービス(レッカー車やバッテリーあがり対応)を受けることができます。

4 テロ・誘拐対策

(1) エルサルバドル共和国においては、ISIL 等のイスラム過激派等のテロ組織、反政府組織や国際的なテロ組織の関連組織の活動は確認されていません。しかし 2015 年 8 月 24 日、当国最高裁判所は、手榴弾の投擲や路線バス車両への放火等、残虐な行為を行ったとして凶悪犯罪集団「マラス」をテロ組織として指定しました。近年、マラスが関与したと思われる大規模な事件は発生していませんが、国内外における各種犯罪に大きく関与していると見られています。

また、前述の危険レベル 2 地区、犯罪多発都市はマラスの影響が強い地域ともいえますが、マラスが営利誘拐に関与することは、ほとんどないとの見方がされています。

(2) テロによる日本人の被害は、シリアやアフガニスタンといった渡航中止勧告や退避勧告が発出されている国・地域に限りません。テロは、日本人が数多く渡航する欧米やアジアをはじめとする世界中で発生しており、これまでもチュニジア、ベルギー、バングラデシュやスリランカ等においてもテロによる日本人の被害が確認されています。

近年では単独犯によるテロや、一般市民が多く集まる公共交通機関等(ソフトターゲット)を標的としたテロが頻発するなど、テロの発生を予測し未然に防ぐことがますます困難となっています。

このようにテロはどこでも起こり得ること、日本人も標的となり得ることを十分に認識し、テロの被害に遭わないよう海外安全ホームページや報道等により最新の治安情報の入手に努め、状況に応じて適切で十分な安全対策を講じるよう心がけてください。

5 一般犯罪に遭遇した場合

犯罪被害に遭われた場合、以下の対応を行いつつ、大使館までご連絡ください。

- (1) 窃盗被害に遭われた場合、最寄りの警察に被害届けを提出し、ポリスレポートを取得してください。これは警察への届出のほか、被害物品が保険の対象となる場合、保険会社の手続きに必要となります。被害品にクレジットカードが含まれている場合は、速やかにカード会社へ連絡(別添1参照)してカードの停止処理を行ってください。
- (3) 強盗、恐喝に遭遇した場合は絶対に抵抗せず、自身の身の安全を優先してください。
- (4) 万が一に強盗に遭遇したことを想定し、捨て金(現金 20ドル程度)や、普段使いとは別の携帯電話を準備しておき、万が一、強盗に遭遇した場合であっても、それらを差し出すことで、それ以上の被害を免れることが出来る場合があります。
- (5) 空き巣被害に遭った際は、犯人との接触防止、現場保存の観点から室内に立ち入らず、速やかに警察へ連絡してください。
- (6) 旅券の盗難、紛失時は、大使館で再発給を行うことが可能です。なお、発給に際しては、以下の書類、及び手数料が必要となりますが、必要書類が揃っていない場合でも、一度ご相談ください

パスポート再発給時の必要書類

- | | |
|--|----|
| ア 一般旅券紛失届(大使館に備え付けております) | 1通 |
| イ 一般旅券再発給申請書(上記同様) | 1通 |
| ウ 戸籍謄本(抄本) | 1通 |
| エ 警察の盗難証明書(紛失証明書) | 1通 |
| オ 写真(サイズ縦 45mm×横 35mm、頭部から顎までが 34mm±2mm) | 2枚 |
- ※写真は縁なし、正面、無帽、無背景の6ヶ月以内に撮影されたもの(サングラス装着不可)
- カ 紛失・盗難の場合は、警察のポリスレポート

Ⅲ 緊急事態対策マニュアル

1 平素の準備と心構え

(1)連絡体制の整備

ア 在留届

旅券法第16条により、外国に住所または居所を定めて3か月以上滞在する場合は、その地域を管轄する日本大使館または総領事館に対して、速やかに「在留届」を提出することが義務づけられていますので、住所が定まり次第、速やかに届出を実施してください。

(ア)提出方法

在留届の提出方法には、インターネットを利用する方法と、書面をもって在外公館に提出する方法の2種類があります。

(a)インターネットの「在留届電子届出システム(ORRnet)」

ご自宅のパソコン等からインターネットを通じて在留届を提出することができます。既に書面で提出されている方も、新たに電子届出を行っていただくことで、その後はオンラインで各種手続きを行うことができます。但し、書面提出のみの場合、オンライン操作は実施できません。

在留届電子届出システム(ORRnet)URL: <http://ezairyu.mofa.go.jp/>

(b)書面での提出

在留届用紙を入手し、在外公館窓口や、FAXで提出を行う。

在留届用紙は大使館窓口もしくは、以下の外務省のウェブサイトから入手可能です。

在留届フォーマットはこちら

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf>

(イ)提出後の各種届出

引っ越しや転勤により在留届の内容に変更があった場合は「変更届」を、日本へ帰国される場合は「帰国届」、他国へ転出する場合は「転出届」を提出してください。

(ウ)在留届の活用

海外で活躍される日本人の方が増加し、このため海外で事件・事故や思わぬ災害に巻き込まれるケースも増加しており、万が一皆様がこのような事態に遭った場合、大使館は「在留届」を基に皆様の所在地や緊急連絡先を確認して援護しますので、正しい情報をご記入ください。

また、海外に住まれている在留邦人のための長期的な教育・医療等の施策を政府が検討する際の基礎的資料ともなっております。

イ たびレジ

短期滞在される方も渡航前に「たびレジ」の登録をお勧めします。ご登録いただいた地域で発生した安全等に関する情報が大使館より配信されます。

たびレジURL: <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

(2) 避難場所について

ア 一時避難場所

大規模自然災害、暴動発生時等は、政府等の公式なソースによる情報収集(SNS はデマ等が流れる可能性があり危険です)を心掛け、危険な場所には絶対に近づかないようにしてください。

一般に緊急事態が発生した場合、自宅が最も安全ですが、発生する事態によっては、自宅の安全が確保されない場合があるため、常日頃より避難先の候補を選定しておくことも重要です。その場合は、自分がどこにいるのか(自宅、通勤途中、勤務先等)、どのような事態が発生するか等、事態別のケースを想定し、避難先を考えてください。

イ 緊急避難先

状況により、緊急避難先を大使館事務所もしくは大使公邸に避難をお願いする場合があります。住所は以下のとおりですが、あらかじめ複数のルートを検討してください。

施設名	住所
大使館事務所	World Trade Center, Torre 1,6° 89 Av.Norte y Calle El Mirador Colonia .Escarón, San Salvador
大使公邸	Avenida La Capilla No.615 Colonia San Benito, San Salvador

ウ 緊急避難時の持ち出し物品、非常用物資の準備

(ア) パスポート、非常用の現金など、最低限必要なものは、安全な場所へ保管しておいてください。

(イ) 非常食、水などを最低10日分程度、保管しておいてください。

食料品に関しては、なるべく好きなものを中心に備蓄しておくこと、万が一の避難生活も苦になりません。

(ウ) 予め準備しておくべきものは別紙2「緊急事態に備えてのチェックリスト」をご参考ください。

2 緊急時の行動

(1) 基本的な心構え

緊急事態が発生した場合、大使館は邦人の皆様の安全確保に万全を期すため、情報収集、分析行動方針の策定、また各種手段を用いて皆様への情報発信に努めます。非常時こそ平静を保ち、流言飛語に惑わされる、群集心理に巻き込まれることがないように落ち着いて行動してください。

(2) 情勢の把握

大使館から情報発信は、基本的には電話、若しくはEメールを使用しますが、通信インフラの状況

により、現地報道機関を通じて情報発信を行う場合があります。特にラジオは災害発生時の 有力な情報収集の手段となりますので、当国の放送チャンネルに合ったラジオの準備をお願いします。

ア 在エルサルバドル日本国大使館緊急FM放送 88.00MHZ

※緊急 FM 放送は、サンサルバドル市内でのみ受信可能です。

イ ラジオジャパン(NHKのラジオ国際放送) 6105KHZ

※当国20～22時の間のみ放送となり、年2回(春と秋)に周波数の変更があります。

視聴には短波対応のラジオが必要です(AM/FM ラジオでは受信出来ません)

ウ RNE(Radio Nacional de El Salvador) FM96.9MHZ

(3)大使館への通報

ア 緊急事態発生時(自分や家族または他邦人の生命・身体・財産に危害が及び、または及ぶ恐れがあるとき)は、速やかに大使館へ連絡してください。

イ 緊急事態発生の際は、相互扶助の精神で対応にあたる必要があります。大使館から皆様にご協力をお願いする場合もございますので、その際はご理解、ご協力のほど、よろしくお願いします。

(4)国外への退避

ア 国内情勢が悪化し、各自または企業等の判断により自発的に帰国、あるいは第三国へ退避する場合は、その旨大使館へ連絡をお願いします。大使館への連絡が困難な場合は、日本のご家族等より外務省領事局海外安全邦人課(03-3580-3311)へご連絡をお願いします。

イ 大使館が「国外退避勧告」を出した場合は、大使館が指定する緊急避難先(前項参照)に集合してください。状況により避難先で長時間待機する可能性も想定されますので、衣類や非常用物資等の最小限のものをご持参ください。

ウ 大使館主導で国外退避する場合は、以下のルートの使用を検討しています。

(空路)エルサルバドル国際空港、状況によりイロパango空港から国外

(陸路)バス、自家用車等でグアテマラ、ホンジュラス

ルート1:サンクリストバル国境を経てグアテマラ

ルート2:ラアチャドゥーラ国境を経てグアテマラ

ルート3:アマティージョ国境を経てホンジュラス

IV 結語

在エルサルバドル日本国大使館は、邦人の皆様の安全確保のお役に立てるように努めて参ります。
当地の治安情勢、緊急事態に関するご質問、ご意見等がございましたら、下記連絡先までご連絡ください。また万が一、犯罪被害に巻き込まれてしまった際もご連絡を頂きますよう、お願い申し上げます。

在エルサルバドル日本国大使館 (Embajada del Japón El Salvador)

World Trade Center, Torre 1, 6° Nivel

89 Av. Norte y Calle El Mirador

Col. Escaron, San Salvador El Salvador

代表TEL: (503) 2528-1111

領事班直通: (503) 2528-1125

大使館代表メールアドレス : repcion@sv.mofa.go.jp

領事窓口代表メールアドレス : consulado@sv.mofa.go.jp

緊急連絡先一覧

日本国		
外務省	代表 TEL	0081-3-3580-3311
在エルサルバドル日本国大使館 ※開館時間帯以外の連絡は 電話受付会社転送となります	代表 TEL	(503)2528-1111
	F A X	(503)2264-6061、2528-1100
	大使館 代表メール	(503)2528-1125 repcion@sv.mofa.go.jp
	領事班メール	consulado@sv.mofa.go.jp
エルサルバドル国		
国家文民警察 (Policia Nacional Civil)	緊急電話	911(※注1)
	被害届提出	122
	ゆすり相談	2511-1111
	交通警察	2529-0000
	代表 TEL	(503)2527-1000、2527-1001
消防 (Bomberos de El Salvador)	緊急電話	913
	代表 TEL	2527-7300
市民防災局	代表 TEL	2281-0888, 2201-2424
救急車		
Fosalud	緊急電話	132
	代表 TEL	2528-9700
Ambulancia Priority	緊急電話	2264-7911
	代表 TEL	2530-3100
Cruz Roja Salvadoreña	代表 TEL	2222-5155, 2239-4914
Cruz Verde Salvadoreña	代表 TEL	2284-5792
病院		
ディアグノスティコ・エスカロン病院	緊急電話	2506-2000
ディアグノスティコ・エスカロン病院 医療地区	代表 TEL	2505-5700
ムヘール病院	緊急電話	2555-1200
空港		
エルサルバドル国際空港	代表 TEL	2375-2520
航空局中央オフィス	代表 TEL	2537-1300
公共設備		
ANDA(水道)	代表 TEL	2244-2632
AES(電気)	代表 TEL	2228-5200

※注1:警察に事情を伝えれば、警察経由で救急車、消防を要請することができます。

カード紛失時のカード会社連絡先	
VISAカード	81-3-6627-4067
アメリカン・エクスプレスカード	1-804-673-1670
JCBカード	81-422-40-8122
楽天カード	81-92-474-9256
イオンカード	81-43-331-0100
セゾンカード	81-3-5992-8300
MUFG カード	81-52-249-1468
オリコカード	81-11-700-2952
セディナカード	81-3-5638-3511
ジャックスカード	81-3-6758-0707
UCカード	81-3-5996-9130

※イオンカード以外の番号は、滞在国・地域の国際電話のオペレーターを呼び出し、コレクトコールにお申し込みの旨をお伝えいただく必要があります。

緊急事態に備えての携行品・非常用物資リスト

携行品	
旅券	残存有効期限が6か月以上あることが望ましいため、有効期限を把握しておき早めの更新をお願いします(残存期間が1年未満の旅券は更新可能です)。旅券最終頁の「所持人記入欄」に必要事項を記入しておいてください。
現金 カード	避難先等での生活資金等として、家族が1か月程度生活出来るだけの現金もしくはクレジットカード等をご準備ください。
身分証明書	外国人登録証明書、滞在許可証、DUI
その他	携帯電話
非常用物資	
衣類	動きやすい服装、着替え、タオル、コンタクトレンズ(予備の眼鏡)
履物	歩きやすく、靴底の厚い丈夫なもの
食料	水、レトルト食品、缶詰、菓子類、栄養補助食品
衛生用品	歯磨きセット、石鹸、トイレトーパー、ウェットティッシュ、簡易トイレ
食器・調理器具	紙製の食器、プラスチック製のカトラリー、多機能ナイフ、食品用ラップ
医薬品	持病薬、常備薬、救急絆創膏、包帯、マスク、虫除け
日用品	ラジオ(手回し式で携帯電話等の充電が行えるタイプが望ましい)、敷物
照明器具	懐中電灯、予備の乾電池、ロウソク
その他	携帯電話の充電器、予備バッテリー、マッチかライター、軍手、筆記用具 防災ヘルメット、頭巾
ここに挙げたものは、あくまでも一例であり、各個人、ご家庭の状況に合わせて物品の調整を行ってください。また、自宅から避難する際は、火元の確認、ガスの元栓閉鎖、ブレーカーを落とすなど二次被害の発生防止に努めてください。	

簡単な緊急時のスペイン語表現

助けて	iSocorro ! (ソコロオ)
	iAuxillo ! (アウシリオ)
危ない	iCuidado ! (クイダード)
お願いします	Por favor (ポル ファボール)
泥棒	Ladrón (ラドロン)
火事	Incendio (インセンディオ)
警察	Policía (ポリシア)
事故・災害	Accidente (アクシデンテ)
保険	Seguro (セグーロ)
わかりません	No entiendo (ノ エンティエンド)
警察を呼んでください	Llame a la Policía (ジャメ ア ラ ポリシア)
救急車を呼んでください	Llame a la ambulancia (ジャメ ア ラ アムブランシア)
消防車を呼んでください	Llame a los bomberos (ジャメ ア ロス ボンベーロス)
タクシーを呼んでください	Llame al taxi (ジャメ アル タクシー)
私は怪我をしています	Estoy herido (エストイ エリド)
病院に連れて行ってください	Lléveme al hospital (ジェベメ アル オスピタル)
日本大使館に連絡してください	Avise a la Embajada del Japón (アヴィセ ア ラ エンバハダ デル ハポン)
私は日本人です (男性の場合) (女性の場合)	Soy japonés (ソイ ハポネス) Soy japonesa (ソイ ハポネサ)
事故に遭いました	He tenido un accidente (エ テニド ウン アクシデンテ)
ゆっくり話してください	Hable más despacio por favor (アブレ マス デスパシオ ポル ファボール)
もう一度お願いします	Otra vez por favor (オトラ ベス ポル ファボール)
電話をお借りできますか？	Puedo usar su teléfono? (プエド ウサール ス テレフォノ)
私はおなかが痛いです	Tengo dolor de estómago (テンゴ ドロール デ エストマゴ)
私はスペイン語が話せません	No hablo español (ノ アブロ エスパニョール)

